

○奈良県警察重要事件等捜査本部運営要綱

(平成2年8月10日本部訓令第13号)

この要綱は、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。)第22条に規定する捜査本部のうち、重要事件等に係る捜査本部について、その効率的運営を図るために必要な事項を定めるものです。